記者発表 (発表・一資料配布)				
月/日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 (担当課長名)	その他の配布先
11/27 (金)	西播磨県民局 県民交流室 環境課	(0791)58-2138 (内線212)	環境参事 四方 俊郎 (環境課長 岡田 圭司)	県政記者クラブ

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

平成27年11月27日、以下のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

## 1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 広島県福山市入船町二丁目8番1号

名称及び代表者 山下産業株式会社 代表取締役 前田 功行

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可取消し

(3) 処分年月日 平成27年11月27日

## 2 兵庫県の許可内容

- ・許可の種類 産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)
- ・許可年月日 平成22年11月21日
- ・許 可 番 号 第 02802050550 号
- ・取扱産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上8種類

## 3 処分の理由

被処分者の役員が、懲役の刑に処せられ、平成26年3月20日にその刑が確定した。 被処分者は、法第14条第5項第2号ニにおいて準用する法第7条第5項第4号ロに該当す るため、取消処分を行う。